

# 舟形町の保健福祉サービス（高齢者編）

## 1. 介護保険サービス

### ◇手続き

介護保険のサービスを利用したい場合は、健康福祉課（介護医療係）に申請し、介護度の認定を受けなければなりません。申請から認定までは1ヵ月程度かかります。

認定を受けたら、居宅介護支援事業所を選定し、介護支援専門員と話し合って介護度に応じたケアプラン（サービス計画）の作成を依頼します。

これにより、認定を受けた方は、サービス事業者が提供するサービスを利用することができます。

ただし、早急にサービス利用が必要な場合は、認定されていなくても申請日から暫定的にサービスを利用することができます。

◇問い合わせ：健康福祉課 介護医療係（内線 336・337）

### ①訪問を受けて利用するサービス

サービスの種類	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除など生活援助を行います。
訪問入浴介護	簡易浴槽など入浴設備を備えた移動入浴車で訪問し、浴槽を持ち込み、入浴介助を行います。
訪問看護	看護師が訪問し、主治医の指示を受けて、身体の状態を観察したり、床づれの手当、療養上の世話、家族の介護相談にあたります。
居宅療養管理指導	通院が難しい方のために医師・歯科医師・薬剤師等が訪問して、療養上の管理や指導を行います。

### ②自宅での生活を支える

サービスの種類	内容
福祉用具貸与	日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。 特殊ベッドや付属品（手すり）、マット、車椅子、杖等 ※要支援1・2、介護1の方は一部利用制限があります。
福祉用具購入	日常生活の自立を助ける用具の購入を助成します。 腰かけ便座、入浴補助用具、簡易浴槽等（貸与になじまない物）
住宅改修費支援	手すりの取付や段差解消、床滑り防止等の改修工事をした際に、20万円を限度に費用の一部を支給します。

※福祉用具購入、住宅改修については舟形町介護サービス等受領委任制度があります。

### ③通って利用する

サービスの種類	内容
通所介護（デイサービス）	送迎バスで施設に通い、入浴や食事の提供、レクリエーション、機能訓練を日帰りを受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア）	送迎バスで施設に通い、理学療法士や作業療法士による心身機能の維持回復に必要なリハビリテーションを受けられます。

④短期入所する

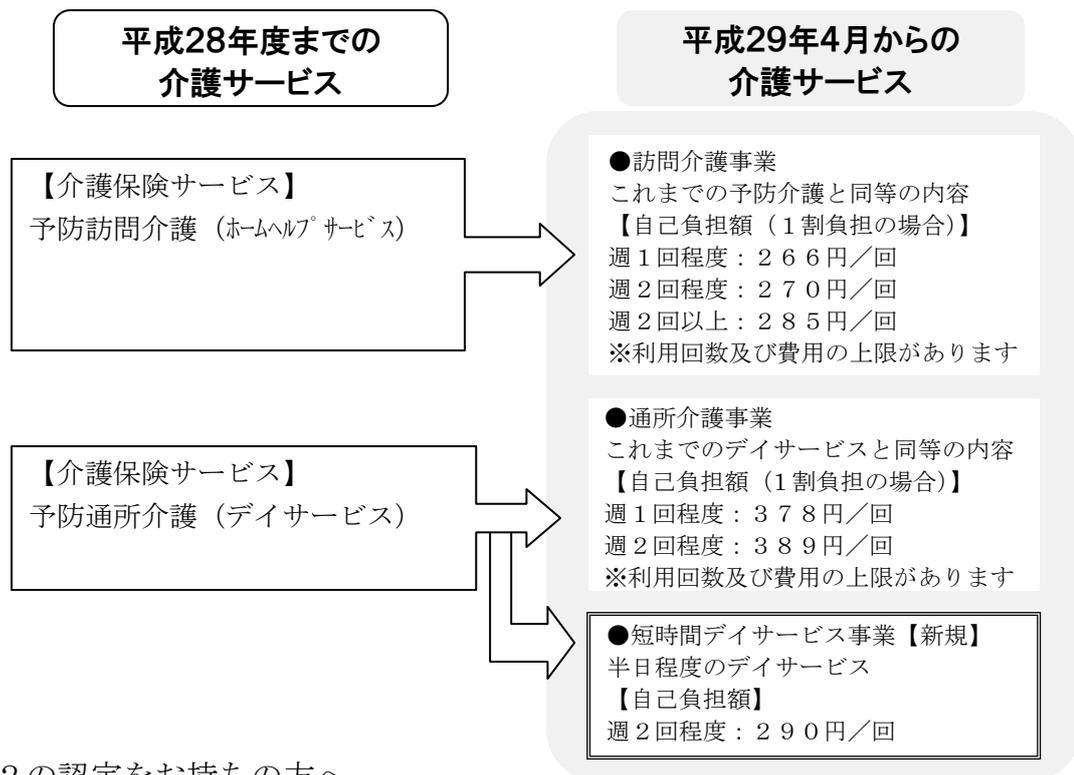
サービスの種類	内容
短期入所生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を短期間利用し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護	介護老人保健施設を短期間利用し、医学的管理の下に日常生活上の介護やリハビリテーションが受けられます。

⑤在宅に近い暮らしをする

サービスの種類	内容
小規模多機能型居宅介護	サービス拠点で通いや訪問介護、短期宿泊等を組合せたサービスを受けられます。

介護予防・日常生活支援総合事業について

要支援1・2の方が介護保険サービスのうち「予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「通所介護（デイサービス）」が、全国一律の介護保険サービスから、町が介護予防のために実施する「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。



●要支援1・2の認定をお持ちの方へ

訪問介護及び通所介護のみをご利用の方は、介護認定手続きをせずに町の介護サービスが利用できます。そのため、更新手続きの案内が行きません。（町の介護サービスが利用できるかどうかの確認が必要になります。対象となる方には、事前に地域包括支援センターからご連絡します。）

なお、訪問介護及び通所介護以外の介護サービス（通所リハビリ、福祉用具貸与、訪問リハビリ等）を希望される方は、引き続き介護認定が必要となりますので、健康福祉課窓口までお越しいただくか、地域包括支援センター又は担当のケアマネージャーにご相談ください。

【問合せ先】健康福祉課 介護医療係（内線337）

舟形町地域包括支援センター ☎32-8762

2. 高齢者向け在宅福祉サービス

①オムツ支給事業

内 容	常時、失禁状態にある高齢者の清潔保持と介護援助をします。 (月額 7,000 円以内)
要 件	①主治医意見書で障がい老人日常生活自立度 B2 以上 ②主治医意見書で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa 以上 ③介護度 4 以上に認定されている方 <上記いずれかに該当し、以下に該当する方> □介護保険主治医意見書で、常時失禁が認められる。 ※介護施設短期入所を利用した期間は除かれます。
問 合 せ 先	健康福祉課 介護医療係 TEL 32-2111 (内線336・337)

## ②介護者激励金支給事業

内 容	65 歳以上の高齢者を在宅で介護している方の支援を目的に、年間 42,000 円を支給します。
要 件	①介護保険主治医意見書の障がい老人日常生活自立度 B2 以上 ②要介護度 4 以上 ③介護保険主治医意見書の認知症老人日常生活自立度Ⅲb 以上かつ、要介護度 1 以上 ④身体障がい者 1 級を所持している方で、日常生活のすべてについて介護を要する方 <上記いずれかに該当し、以下のすべてに該当する方> □在宅で 6 ヶ月以上介護している。 □介護保険料、税金、公共料金等を滞納していない。 □生活保護世帯でない。 ※入院・入所している方は該当になりません。
問 合 せ 先	健康福祉課 介護医療係 TEL 32-2111 (内線336・337)

## ③家族介護者交流事業

内 容	在宅介護者の相互交流・情報交換・介護学習会などを行います。
要 件	在宅で介護している方 (対象の方には別添通知いたします)
問 合 せ 先	舟形町地域包括支援センター TEL 32-8762

## ④寝たきり老人等移送サービス事業

内 容	65 歳以上の方の通院や福祉サービス機関へリフト付車等の車両で移動する際の経費を助成します。
要 件	①主治医意見書で障がい老人日常生活自立度 B2 以上 ②身体障がい者等級 2 級以上 <上記いずれかに該当し、以下のすべてに該当する方> □リフト付車等でなければ移動できない。 □町税を完納している。 □他の移送サービスや福祉タクシー事業を利用していない。 □自動車税等の減免を受けていない。
問 合 せ 先	健康福祉課 介護医療係 TEL 32-2111 (内線336・337)

## ⑤ふれあい宅配弁当事業

内 容	65 歳以上の一人暮らし高齢者や要援護高齢者世帯に週 1 回お弁当をお届けします。※1 食あたり 300 円自己負担となります。
-----	--

要件	<以下のすべてに該当する方> <input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者世帯である。 <input type="checkbox"/> 栄養管理や調理等が困難な世帯である。 <input type="checkbox"/> 継続して利用できる。
問合せ先	舟形町社会福祉協議会 TEL 32-2733

#### ⑥高齢者等除雪サービス事業

内容	高齢者世帯の除雪を支援してくれる方へ活動費を支給します。 ・玄関先等（玄関や裏口等 15分程度）：800円/回 ・屋根等（作業半日、家屋が損傷しない程度）：12,000円/回 ※年間4回まで ・重機（パワーショベル等）が必要と町が認めた場合は、60,000円を上限に助成 ※利用者1割負担（年間1回まで） ・町内会等の団体・ボランティア等が対象世帯を除雪した場合は、除雪機の燃料代等の助成として、3,000円/回を支給 ※除雪費用の直接援助ではありません。
要件	<以下のすべてに該当する方> <input type="checkbox"/> 高齢者がいる世帯で、所得税非課税世帯である。 <input type="checkbox"/> 近隣に親族がない。 ※親族がする除雪は対象になりません。
申請必要書類等	印鑑
問合せ先	地区民生委員にお申し出ください。

#### ⑦緊急通報システム

内容	急病や火災等が発生した場合、電話回線で消防本部に緊急通報できる電話とペンダントを貸与します。
要件	65歳以上の独居の方で、身体上慢性的な疾患等により、日常生活を営む上でシステムの利用が適当と認められた方。 ※電話機器は無料ですが、通話料は自己負担です。
問合せ先	健康福祉課 福祉係 TEL 32-2111（内線333）

#### ⑧高齢者コミュニティーふれあい事業

内容	満80歳以上の方にタクシー利用券（小型基本料金分）を月2枚の割合で交付します。
要件	<以下のすべてに該当する方> <input type="checkbox"/> 町税及び町の公共料金等を滞納していない。 <input type="checkbox"/> 移送サービスや福祉タクシー事業を利用していない。 <input type="checkbox"/> 自動車税等の免税を受けていない。
申請・問合せ	健康福祉課 福祉係 TEL 32-2111（内線334・335）

#### ⑨老人鍼灸マッサージサービス事業

内容	新庄最上鍼灸マッサージ師会加入施術院で使用できる助成券（1,000円）を年間4枚交付します。
要件	<以下のすべてに該当する方> <input type="checkbox"/> 満65歳以上である。 <input type="checkbox"/> 町税及び町の公共料金等を滞納していない。
申請・問合せ	健康福祉課 福祉係 TEL 32-2111（内線334・335）

⑩ふれあいヤクルト事業

内 容	一人暮らし高齢者の健康増進と見守りのために週2回、ヤクルトを無料でお届けします。
要 件	町内在住の75歳以上で、ご本人が希望された方
申 請 ・ 問 合 せ	舟形町社会福祉協議会 TEL 32-2733

⑪予防接種事業

◇内 容：以下の疾病の予防接種費用を一部助成します。

◇問合せ先：健康福祉課 地域保健係 TEL 32-2111（内線340・341）

<定期予防接種>

◇高齢者インフルエンザ予防接種助成

対 象 者	町内在住の65歳以上の方
助 成 内 容	1,500円助成
接種できる医療機関	県内の医療機関ならどこでも可能
接 種 手 続 き	直接、医療機関に申し込み、接種してください。

◇肺炎球菌ワクチン接種助成

対 象 者	平成29年度に、65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
助 成 内 容	3,500円助成 ※助成は1人につき、1回のみです。
接種できる医療機関	県内の医療機関ならどこでも可能
接 種 手 続 き	対象の方へ通知いたします。（紫色の予診票です）

<任意予防接種>

◇肺炎球菌ワクチン接種助成

対 象 者	町内在住の70歳以上の方で、定期予防接種対象者以外の方
助 成 内 容	3,500円助成 ※助成は1人につき、1回のみです。
接種できる医療機関	ふなしん、新庄市内の医療機関 ※一部できない医療機関もありますので、事前に担当課へお問い合わせください。
接 種 手 続 き	事前に役場で申請が必要です。

3. 生活福祉資金貸付

◇問合せ先：舟形町社会福祉協議会 TEL 32-2733

サ ー ビ ス の 内 容	低所得者、高齢者世帯の生活維持・向上、日常生活援助を目的とした貸付事業を行います。
---------------	---

貸付の種類	①総合支援資金 ・転居、技能習得費用等 ②福祉資金 ・自宅増改築、冠婚葬祭、緊急小口資金、療養介護費用等 ③教育支援資金 ・高校・専修学校・短大・大学への就学及び支度資金等 ④不動産担保型生活資金 ・一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付けます。
貸付利率	◇保証人 無—1.5%・有一無利子 ◇不動産担保型生活資金一年利 3%か長期プライムレートの低率 ◇教育支援、緊急小口資金は無利子
その他	保証人 1 名原則必要（県内在住で 65 歳未満の方） ※貸付額、償還についてはご相談ください。